

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-424
処分の種類	工事費用の受益者への負担命令			
根拠法令条例等・条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第23条第1項			
処分の概要	都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合、その利益の限度に応じて費用の一部の負担を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			